

広報委員会

読みやすく、分かりやすく

広報委員会では、市民の皆様には、議会活動を分かりやすくお伝えするために『さやま議会だより』を編集・発行しています。定例会毎の審議内容や一般質問の概要、委員会活動の報告などを掲載し、議会の情報を身近に感じていただける誌面作りに努めております。また、今年からはオールカラーとしましたが、今後も読みやすい広報誌となるよう取り組んでまいります。



(後列左から) 笹本英輔委員、酒井英男委員、衣川千代子委員、丸橋ユキ委員、豊泉正人委員、土方隆司委員
(前列左から) 菅野淳委員長、船川秀子副委員長

特別委員会

市職員の飲食代の一部に補助金が充当されたことに対して
特別委員会を設置し調査

(委員会名)

市職員による狭山市基地対策協議会補助金の事務執行に係る調査特別委員会

(調査案件)

令和7年2月4日に開催された飲食を伴う狭山市基地対策協議会の意見交換会において、市職員に対して会費6,500円のうち、3,500円が狭山市基地対策協議会補助金から充当されたことについて、当該執行が適正であったかの調査

(調査期間)

3月27日から5月1日までの間に5回の委員会を開催

(調査報告内容)

狭山市補助金の見直し指針では、団体補助にかかる補助対象経費のうち、「交際費、慶弔費、親睦会費等の飲食費は、原則対象外」とされている。これに対し、執行部からは、当該意見交換会における市職員の飲食費として補助金を充当したことについて、「公益性

や必要性等に鑑み、社会通念上許容される範囲であり、原則対象外の例外と判断した」旨の説明があった。しかしながら、例外とするための具体的な判断基準の定めは確認できず、同指針が定める市民への説明責任や、補助金執行の適正性が「十分に確保されていない」と認めざるを得ない。

また、市民や議会から疑念を招いたことを受け、職員3人分（1人当たり3,500円、計1万500円）を令和7年度会計に^{れいにゅう}戻入したとの説明があった。しかし、原則対象外の例外と判断したとする令和8年1月30日付市長発出の議長宛通知「狭山市基地対策協議会の補助金の使途に関する調査申入れ（口頭）に対する回答について」との一貫性を欠くものであった。

以上のことから、市職員の飲食費、とりわけ酒席の場における飲食費として、補助金を充当したことは、適正な執行であったとはいえない。補助金は市民の貴重な税を原資とするため、市職員の飲食費に対する補助金の使途の適正性について、明確な規定の策定と職員への周知徹底を要するとの結論に至った。